

## 農業振興資金

(令和2年4月1日現在)

商品名	農業振興資金
ご利用 いただける方	<p>J A組合員で次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業を営まれている方または従事されている方（以下「農業者」という。） ただし、個人の方は借入時の年齢が満20歳以上の方で、最終償還時の満年齢が80歳未満の方。</li> <li>○ 農業者が主たる構成員もしくは出資者で、かつ議決権の過半を保有している法人または任意団体。</li> <li>○ 集落営農組織</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業の振興と地域の発展に必要な資金が対象となります。ただし、負債を整理するための資金などは除きます。</li> <li>① 農業用建構築物造成取得資金</li> <li>② 農機具取得資金および取得にかかる諸費用</li> <li>③ 果樹等の植栽又は育成資金</li> <li>④ 牛、豚、鶏等家畜の購入又は育成資金</li> <li>⑤ 農地の取得又は改良造成資金</li> <li>⑥ 花木等の植栽又は育成資金</li> <li>⑦ 農村環境整備資金</li> <li>⑧ 内水面養殖施設資金</li> <li>⑨ 観光農業施設資金</li> <li>⑩ 再生可能エネルギー対応資金</li> <li>⑪ その他資金</li> </ul> <p>※他金融機関からの借換え資金は、上記資金のうち以下の資金が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業用建構築物造成取得資金</li> <li>② 農機具取得資金および取得にかかる諸費用</li> <li>⑩ 再生可能エネルギー対応資金</li> </ul> <p>※上記資金の内容は別表をご覧ください。 ※詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。</p>
ご融資金額	○ 1億円以内で所要金額の範囲内となります。(1万円単位)
ご融資期間 据置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最長20年以内（お使いみちによりご融資期間は異なります）</li> <li>○ 据置期間は最長7年以内（お使いみちにより据置期間も異なります）</li> </ul> <p>※ご融資期間および据置期間の詳細は別表をご覧ください。</p>

ご融資利率	<p>○ 当 J A 所定の利率といたします。</p> <p>※利率は店頭に掲示しています。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</p>
ご融資方式	○ 証書借入
ご返済方法	<p>○ 原則として元金均等方式および元利均等方式とし、毎月返済方式、年 1 回または年 2 回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>また、ご融資期間が 1 年以内の場合は、期日一括返済もご選択いただけます。</p>
担保	<p>○ 担保は必要に応じ担保を設定させていただきます。</p> <p>※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。</p>
保証	<p>○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りま。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い、分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○ 保証料率は年 0. 3 3 % です。</p>
手数料	○ 繰上返済手数料、条件変更手数料等については、当 J A 融資窓口にお問い合わせください。
最低出資金額	<p>○ 組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。</p> <p>出資金額については、J A により取扱いが異なりますので、J A 融資窓口にお問い合わせください。</p>
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部融資課（電話：0 7 3 8 - 2 2 - 1 7 5 0）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な</p>

	<p>対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>上記当 J A金融部融資課または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として和歌山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のご融資利率やご返済額の試算、<u>「保証意思宣明公正証書」</u>の必要有無の確認および取得方法等については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>
お問い合わせ 窓口	<p>J A紀州 金融部 融資課</p> <p>電話番号：0738-22-1750</p>

J A紀州